

令和8年度県税市町村税徴収促進のための 広報宣伝委託事業企画提案公募 説明会資料

日 時 ： 令和8年8月12日(水)15時～

場 所 ： 沖縄県庁4階第2会議室

目 次

1	広報宣伝委託事業 企画提案公募実施要領	1
2	広報宣伝委託事業 企画提案仕様書	6
3	①様式1 誓約書	10
	②参加資格要件確認書類	12
	③様式1-2 社会保険に加入義務がないことについての申出書	13
4	企画提案書類チェックリスト	14
5	広報スケジュール表	15
6	契約書（案）	16
7	イメージキャラクター「おさメエ～」	21
8	【参考】令和7年度のポスター	22
9	【参考】令和7年度のチラシ（表・裏）	23
10	【参考】令和7年度のマグネットステッカー	25
11	【参考】令和7年度の基本枚数及び納品先	26
12	【参考】令和7年度税務課 HP（徴収強化月間）	27
13	【参考】令和7年度税務課 HP（不動産合同公売）	31

令和 8 年度県税市町村税徴収促進のための広報宣伝委託事業 企画提案公募実施要領

1 趣旨

令和 8 年度県税市町村税徴収促進のための広報宣伝委託事業を実施することに伴い、最も効果的・効率的に事業を実施することができる事業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 委託事業の内容

- (1) 事業名：令和 8 年度県税市町村税徴収促進のための広報宣伝委託事業
- (2) 事業期間：令和 8 年 9 月 24 日から令和 9 年 1 月 31 日まで
- (3) 業務内容：次に掲げるとおり。詳細は、令和 8 年度県税市町村税徴収促進のための広報宣伝委託事業企画提案仕様書を参照のこと。
 - ① 徴収強化月間周知用ポスターの制作及び配布
 - ② 徴収強化月間周知用チラシの制作及び配布
 - ③ 個人住民税の納期内納付促進広報のための車貼付用マグネットステッカーの制作及び配布
 - ④ ラジオコマーシャルの制作及び放送
 - ⑤ 個人住民税の広報アナウンス音源の制作及び配付
 - ⑥ 新聞紙面広告掲載
 - ⑦ インターネットを活用した広報
 - ⑧ 独自企画による納期内納付、徴収強化月間の周知に関する広報

3 委託料

令和 8 年度予算の範囲内の額とする

（契約予定上限額：358 万円以内（消費税及び地方消費税を含む。））

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、委託の対象となる業務に相当する実績があること。
- (3) 事業期間内に委託の対象となる業務を履行できる専門的な技術、手法、情報及び経験を有し、かつ、業務の実施体制が十分であること。
- (4) 委託の対象となる業務を確実に遂行できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないものであること。

- (7) 国及び沖縄県より指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (11) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。

5 委託業者の選定等

- (1) 審査方法
委託業者の選定は、次のとおり行う。
 - ① 書類審査
提出された企画提案書及び見積書について、審査員による評価を行って、上位3者を選考する。ただし、企画提案書の提出業者が3者以内の場合は、資格審査のみ行う。
 - ② 企画提案競技会
書類審査で選考した3者について、企画提案競技（プレゼンテーション）を行う。
- (2) 選定
企画提案競技の結果を踏まえ、総合的な観点から、最も効果的かつ効率的な業務の実施が可能と認められる者を選定する。
- (3) 結果通知
 - ① 書類審査の結果については、応募者全員に電子メールを使用し書面で通知する。ただし、応募者名、点数及び順位は非公開とする。
 - ② 企画提案競技会の選定結果については、競技会参加者全員に電子メールを使用し書面で通知する。ただし、審査結果（得票数及び順位）については非公開とする。
 - ③ 審査内容及び経過は非公開とする。

6 スケジュール

- (1) 説明会
 - ① 日 時：令和8年8月12日（水）15時～
 - ② 場 所：沖縄県庁4階第2会議室
 - ③ 申込期限：令和8年8月10日（月）正午まで
 - ※ 説明会参加申込書を、申込期限までに事務局（沖縄県総務部税務課企画徴収班 担当：照屋）あてFAXで提出すること。
- (2) 質疑応答
 - ① 受付期限：令和8年8月17日（月）正午まで
 - ② 質問方法：メールで事務局宛てに送付すること。件名は、「【質疑】R8徴収

促進広報宣伝委託事業企画提案について」とすること。

- ③ 回答方法：令和8年8月18日（火）までに税務課ホームページに掲載する（質疑内容及び回答のみ公表し、質疑者は非公開とする。）。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和8年8月31日（月）正午必着

- ② 提出書類：次に掲げる書類を提出すること。

ア 企画提案書：事務局用1部（表紙に社名を記載、会社概要を添付。）

審査員用5部（表紙及び内部資料は全て社名を伏せる。）

イ 見積書：事務局用1部（宛名は沖縄県知事とし、社名及び代表者名を記載のうえ、代表者印を押印すること。）

審査員用5部（社名は伏せること。）

※ 見積書は、企画提案書と別葉にすること。

ウ 誓約書：1部 別添参照（様式1及び様式1-2）

- ③ 提出方法：事務局（沖縄県総務部税務課企画徴収班）に、別添チェックリストと一緒に、直接提出すること。

(4) 審査会等

- ① 書類審査

ア 日時：令和8年9月1日（火）から9月3日（木）まで

イ 結果通知：令和8年9月4日（金）13時

- ② 企画提案競技会

ア 日時：令和8年9月10日（木）14時から

イ 場所：沖縄県庁5階第1会議室

ウ 所要時間：プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分とする。

エ 結果通知：令和8年9月14日（月）

オ 企画提案書提出の際にはビデオ、音声テープ等の提出は不要だが、プレゼンテーションではそれらを利用してよい。ただし、プロジェクター及びスクリーン以外の必要な機材は各自で準備すること。

7 委託業者の決定について

審査会等において第1順位に選定された業者は、沖縄県総務部税務課と詳細事項を協議の上、具体的な内容及び費用等を決定し、沖縄県と契約を締結する。

第1順位の業者と契約の締結に至らなかった場合は、第2順位の業者と同様の協議等を行い、契約を締結する。

8 契約について

- (1) 審査会により選定された受託候補者は、沖縄県総務部税務課と詳細事項を協議のうえ、具体的な内容、費用等を決定し、沖縄県知事と契約を締結する。

- (2) 契約に当たっては、沖縄県財務規則第101条に定めるところにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部又は一部を免除することがある。

9 著作権

- (1) 本委託事業の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属し、沖縄県の許可を得ずに公表し、貸与し、又は使用してはならない。
- (2) 本委託事業の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利を侵害した場合には、受託者の責任と費用をもって処理することとする。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する経費及び参加申込に要する経費は、参加者の負担とし、提出物は返却しない。
- (2) 採用された企画提案については、実施段階において、予算や諸般の事情等により変更することがある。
- (3) 企画提案は、1事業者当たり1件とする。

11 企画提案書等の提出及び問合せ先（事務局）

沖縄県総務部税務課 企画徴収班 担当：照屋
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号（県庁5階）
電 話：098-866-2101
F A X：098-866-2709
E-mail：skumotok@pref.okinawa.lg.jp

令和 8 年度県税市町村税徴収強化月間にかかる 広報宣伝委託事業企画提案仕様書

- 1 事業名：令和 8 年度県税市町村税徴収強化月間にかかる広報委託事業
- 2 事業期間：令和 8 年 9 月 24 日から令和 9 年 1 月 31 日まで
- 3 委託料：358 万円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 事業目的

県と市町村が連携した徴収対策を集中して実施・周知することにより、徴収率の向上を図るとともに、納税に対する理解を深め、新規滞納の未然防止に努め、自主財源の確保に資することを目的とする。

5 業務内容及び企画提案における留意事項

次の(2)から(10)までに掲げる業務について、委託料の範囲内で企画し、提案すること。なお、広報の対象は県民一般とし、提案するデザイン、文言等は県民に広く受け入れやすいものとする。

企画提案書は、A 4 サイズで統一し、(1)から(10)の順に綴ること。

(1) 本件広報の考え方、方針

本件事業の実施に当たっての基本的な方針や考え方を示すこと。

また、次の(2)から(9)の実施に当たっては、別添のキャラクターを使用したデザインとすること（キャラクターは、イラストレーター用データを提供するので、各自加工願います。）。

(2) 徴収強化月間※周知用ポスターの制作及び配布

（※県と市町村合同の税の徴収強化月間で、11月から12月までの2か月間。以下同じ。）

① 規格、枚数

ア 規格 A 2 サイズ、片面カラー刷り

イ 枚数 基本枚数※に、受託者が独自に提案する配布先への配布枚数を加えた枚数（※基本枚数は、令和 8 年 8 月 14 日（金）までに税務課ホームページに掲載する。）

ウ 納品は四つ折り

② デザイン

ア (3)のチラシ、(4)のマグネットとは異なるデザインとすること。

イ 徴収強化月間中であることがわかりやすく伝わるデザインとすること。

ウ 提案のあったデザインは、県と協議のうえ、一部変更することがある。

③ 納品先

沖縄県税務課、那覇県税事務所、コザ県税事務所、名護県税事務所、自動

車税事務所、宮古事務所県税課、八重山事務所県税課（下線については、以下、「各県税事務所等」という。）及び県内各市町村とする。

④ 掲示箇所

ア 県庁舎内並びに各県税事務所等、その他の沖縄県出先機関（学校、警察署及び運転免許センターを含む。）の庁舎内

イ 税務署（県内）

ウ 県内金融機関（郵便局は含まない。）

エ その他上記のアからウに掲げる箇所以外の箇所を提案すること。

⑤ 納品（配布）期限

令和8年10月20日（火）

(3) **徴収強化月間周知用チラシ**の制作及び配布

① 規格、枚数

ア B5サイズ、両面カラー刷り（裏面は、各県税事務所等及び県内各市町村の徴収担当部署の連絡先を記載すること。）

イ 枚数は、令和8年8月14日（金）までに税務課ホームページに掲載する。

② デザイン

ア (2)のポスター、(4)のマグネットとは異なるデザインとすること。

イ 徴収強化月間中であることがわかりやすく伝わるデザインとすること。

ウ 催告書^{*}へ同封する等、滞納者向けに使用することを想定すること。

エ 提案のあったデザインは、県と協議のうえ、一部変更することがある。

※お金をまだ払っていません。早く払ってください」と伝えるためのお手紙のこと

③ 納品先

各県税事務所等及び県内各市町村とする。

④ 納品（配布）期限

令和8年10月20日（火）

(4) **個人住民税の納期内納付促進広報のための車貼付用マグネットステッカー（公用車への貼付用強力マグネットシート）**制作及び配付

① 規格、枚数

ア 規格 300mm×700mm、片面カラー刷り

イ 枚数 沖縄県税務課、各県税事務所等及び県内各市町村にそれぞれ2枚ずつの計96枚

② デザイン

ア (2)ポスター及び(3)のチラシとは異なるデザインとすること。

イ 個人住民税の普通徴収の納期限の周知・納付を促進するデザインとすること。

ウ 提案のあったデザインは、県と協議のうえ、一部変更することがある。

③ 納品先

沖縄県税務課、各県税事務所等及び県内各市町村とする。

- ④ 納品（配布）期限
令和8年10月20日（金）
 - (5) **ラジオコマーシャル**の制作及び放送（宮古・八重山を含む。）
 - ① 放送内容
県及び市町村合同の徴収強化月間中であることの周知
 - ② 放送時間帯、放送回数等
 - ア 徴収強化月間中（11月から12月まで）の放送とすること。
 - イ 多くの県民が視聴できる時間帯及び放送回数を提案すること。
 - (6) **個人住民税の広報アナウンス音源**の制作及び配付
 - ① 公用車や施設内放送を利用して個人住民税の特別徴収の推進、普通徴収の納期限の周知、口座振替の案内及び納付促進の広報アナウンス音源の制作及び配付。
 - ② アナウンス 60秒程度
 - ③ 製作物 SDカード7枚
 - ア SDカード : 2G以内（SDHC等は不可）
 - イ ファイル形式：mp3
 - ④ 配布先 沖縄県税務課及び各県税事務所等とする。
 - ⑤ 令和8年10月20日（金）
 - (7) **新聞紙面広告掲載**（宮古・八重山を含む。）
 - ① 広告内容
 - ア 徴収強化月間中及びであることの広報（デザインを提案すること。）
 - イ 合同公売^{*}の開催に関する広報（デザインを提案すること。）

※ 不動産の合同公売を、令和8年10月21日（水）から同年10月23日（金）までの3日間で実施予定。

 - ウ 提案のあったデザインは、県と協議のうえ、一部変更することがある。
 - ② 掲載する新聞名並びに掲載の回数、サイズ及び箇所
 - ア ①のア（徴収強化月間）及びイ（合同公売の実施）について、掲載する新聞名並びに掲載の回数、サイズ及び箇所を提案すること。
 - ③ 掲載時期
 - ア ①のア（徴収強化月間）は、11月から12月までの間とする。
 - イ ①のイ（合同公売の開催）は、10月中とする。
- (8) **インターネットを活用した広報**
 - ① 広告内容
 - ア 徴収強化月間中であることの広報（デザインを提案すること。）
 - イ 合同公売の開催に関する広報（デザインを提案すること。）
 - ウ 提案のあったデザインは、県と協議のうえ、一部変更することがある。
 - ② 広告の方法、回数等

多くの県民が視聴できる方法、回数等を提案すること。

③ 広告の時期

ア ①ア（徴収強化月間）は、11月から12月までの間とする。

イ ①イ（合同公売の開催）は、10月中とする。

(9) 独自の企画による広報

(2)から(8)までの他、委託料の範囲内で、納期内納付、徴収強化月間等の周知に関する独自の企画を提案すること。

(10) その他

作業スケジュール表及び類似事業受託実績表を作成すること。

6 著作権

(1) 本件事業の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属し、沖縄県の許可を得ずに公表し、貸与し、又は使用してはならないこと。

(2) 本件事業の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利を侵害した場合には、受託者の責任と費用をもって処理すること。

7 その他

(1) 本件事業の実施に当たっては、随時、沖縄県税務課と調整し、その確認を得ること。

(2) 本仕様書に示されていない事項については、質問等に応じ、その都度、提示する。

(様式1)

令和 年 月 日

誓 約 書

沖縄県知事 殿

住 所

法 人 名

代表者名

印

「令和7年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業」企画提案公募への参加申請を行うにあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- 3 沖縄県暴力団排除条例第2条（平成23年条例第35号）第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 4 県税、消費税及び地方消費税並びに市町村税の滞納がないこと。
- 5 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- 6 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- 7 労働関連法令を遵守していること。

※注1 コンソーシアムの場合は、すべての構成員について提出が必要です。

※注2 誓約書には別添「参加資格要件確認書類」に記載の書類を添付してください。

(誓約事項 7 関係)

主な労働関係法令

- (1) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号)
- (3) 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
(昭和 47 年法律第 113 号)
- (5) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成 5 年法律第 76 号)
- (6) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
(平成 3 年法律第 76 号)
- (7) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和 60 年法律第 88 号)
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号)
- (10) 労働組合法 (昭和 24 年法律第 174 号)
- (11) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)
- (13) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)
- (14) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)

(別 添)

参加資格要件確認書類

参加資格要件の確認のため、以下の書類を添付してください。

1 県税、地方消費税及び市町村税を滞納していないことが確認できる書類。

- 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書
(発行後、3か月以内のもの)
- 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書
(発行後、3か月以内のもの)
- 市町村が発行する市町村税に未納がないことの証明書
(発行後、3か月以内のもの)

2 労働保険に加入していることが確認できる書類 (加入義務がない場合を除く)

- 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

(例)

- ・ 労働局からの領収済通知書 (領収印があるもの)
- ・ 納付書・領収証書 (領収印があるもの)
- ・ 口座振替結果のお知らせ (申請者名が入っている部分を含む)
- ・ 労働保険事務組合からの領収書等
- ・ 納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

3 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類

(加入義務がない場合を除く)

- 申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

(例)

- ・ 厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
- ・ 納付書・領収証書 (領収印があるもの)
- ・ 領収済通知書 (領収印があるもの)
- ・ 社会保険料納入証明書
- ・ 納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

4 社会保険に加入義務がないことについての申出書 (加入義務がない場合)

- 別添 P 2 「様式 1 - 2」

(様式 1 - 2)

令和 年 月 日

社会保険に加入義務がないことについての申出書

沖縄県知事 殿

住 所

法 人 名

代表者名

印

社会保険に加入義務がない理由は、下記のとおりです。

記

1 労働保険に加入義務のない理由

(該当する理由の□に「レ」を記入するか黒塗りしてください)

- ☐ 従業員がいないため（個人事業主で、事業主しかいない場合、または法人で取締役のみの事業所で構成される場合、等）
- ☐ 出向者のみで構成されており、出向元で加入しているため
- ☐ その他（理由を枠内に記入してください）

※ 従業員を 1 人以上使用しているすべての事業所に加入義務があります。

（詳細は、労災保険関係についてはお近くの労働基準監督署、雇用保険関係や被保険者となるかのお問い合わせ等についてはお近くの公共職業安定所までご確認ください）

2 健康保険及び厚生年金保険に加入義務のない理由

(該当する理由の□に「レ」を記入するか黒塗りしてください)

- ☐ 常時使用する従業員が 5 人未満の個人の事業所のため
- ☐ 出向者のみで構成されており、出向元で加入しているため
- ☐ その他（理由を枠内に記入してください）

※ 法人の事業所の場合、または個人の事業所で常時 5 人以上の従業員を使用している場合は加入義務があります。（詳細はお近くの年金事務所までご確認ください）

* 上記理由を確認する書類の提出をお願いする場合があります。

令和8年度 県税市町村税徴収促進広報宣伝委託事業 企画提案書類チェックリスト

業者名:

チェック項目				書類確認事項・特記事項 ※企画提案書提出期限: 令和8年8月31(月)正午
			提出日:	
企画提案書	正	1部		
		表紙に社名		
		会社概要		
		作業スケジュール表		
		類似事業受託実績表		
	副	5部		
		社名なし		
		会社概要なし		
		社名がわかる記載なし		
見積書	正	1部		
		知事宛て		
		社名・代表者名・代表者印		
	副	5部		
社名・代表者名・代表者印なし				
誓約書	様式1	日付、住所、法人名、代表者名、社判押印		○様式1に下記別添1～4を添付のこと ※コンソーシアムの場合は構成員すべて提出要
	別添-1 各納税証明書 (発行3ヶ月以内)	県税(都道府県税)		○県税、地方消費税及び市町村税の滞納有無確認
		税務署(消費税・地方消費税)		
		市町村税(市町村税)		
	別添-2 各領収書等 (領収印・申請者名記入)	労働保険料納入済証明 (申請日直近日付領収印)		○労働保険の加入有無確認書類 (例) ・労働局からの領収済通知書(領収印あるもの) ・納付書・領収証書(領収印あるもの) ・口座振替結果のお知らせ(申請者名の記入あるか) ・労働保険事務組合からの領収書等 ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
	別添-3	厚生年金・健康保険料納入済証明 (申請日直近日付領収印)		○健康保険・厚生年金保険の加入有無確認書類 (例) ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書 ・納付書・領収証書(領収印あるもの) ・領収済通知書(領収印あるもの) ・社会保険料納入証明書 ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
別添-4	様式1-2 (社会保険加入義務が無い場合)		○社会保険に加入義務が無いことについての申出書	

※ 担当者の名刺を1提供願います。

令和8年度 県税市町村税徴収促進のための広報宣伝委託事業 広報スケジュール表

	9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			備考			
							徴収強化月間																		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下				
ポスター・チラシ						納品 (10/20までに)	使用期間 10月下旬～12月末																広告内容 ○徴収強化月間の周知		
マグネットステッカー・ アナウンス音源						納品 (10/20までに)	使用期間 10月下旬～1月末																		広告内容 ○個人住民税の納期内納付促進
ラジオCM							広報期間 11/1～12/28																広告内容 ○徴収強月間の周知		
新聞広告				広報期間 契約締結～1/31 ※掲載回数、掲載箇所及びサイズは指定なし。			※1															広告内容 ○徴収強化月間の周知 ○公売広報 ※1 不動産合同公売 (入札期間:10/21～10/23)			
IT広報				広報期間 契約締結～1/31			※1																		
独自提案広報				広報期間(提案内容により実施時期は要調整)																					

令和 8 年度県税市町村税徴収促進のための広報宣伝委託事業契約書
(案)

沖縄県総務部税務課

沖縄県（以下「甲」という。）と〇〇 代表取締役 ××（以下「乙」という。）は、県税及び市町村税の納期内納付及び自主納付を促進するための広報並びに税の公平・公正を確保するための取組に関する広報を行うための事業を、甲が乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（名称及び委託期間）

第 1 条 委託する事業の名称及び委託期間は、次のとおりとする。

- 2 委託事業の名称：令和 8 年度県税市町村税徴収促進のための広報宣伝委託事業
- 3 委託期間：契約締結日から令和 9 年 1 月 31 日まで

（委託業務の内容）

第 2 条 乙は、令和 8 年度県税市町村税徴収促進のための広報宣伝委託事業企画提案公募実施要領（以下「実施要領」という。）の規定により提出した企画提案書に基づき、令和 8 年度県税市町村税徴収促進のための広報宣伝委託事業を実施するものとする。

（委託料）

第 3 条 甲は、委託料として、乙に対し、金 _____ 円（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額（取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額をいう。）は、_____ 円とする。）を支払うものとする。

（委託料の支払方法）

第 4 条 乙は、委託事業の終了後、甲の検査に合格した場合に限り、委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払の請求があった日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 乙は、委託業務の完了前に、業務の既済部分に対する委託料相当額の 10 分の 9 に相当する額を超えない範囲で部分払いを請求することができる。
- 4 甲は、前項の請求があった場合は、遅滞なく検査を行い、甲の検査に合格した場合に限り、前項の支払い請求があった日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金 _____ 円（契約金額の 100 分の 10 以上）又は、契約保証は沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第 3 号の規定に基づき免除とする。

（制作著作権）

第 6 条 この契約に基づいて制作されたものの著作権は、甲に属し、乙は甲の許可なくしてこれを販売し、又は再び放送してはならない。

（調査等）

第7条 甲は、委託事業の処理状況について随時調査し、又は乙に対して必要な報告を求め、若しくは指示することができる。

(完了報告)

第8条 乙は、事業が完了したときは、遅延なく事業完了報告書を甲に提出し、その検査を受けなければならない。

(紛争の解決)

第9条 甲は、第7条の規定により乙に指示した内容については、その一切の責任を負うものとし、万一これにより第三者に影響を及ぼした場合は、責任をもってこれを解決するものとする。ただし、乙が甲の指示に違反し、又は過失若しくは怠慢により第三者に影響を及ぼしたときは、乙が、責任をもってこれを解決するものとする。

(履行遅延の場合の違約金)

第10条 乙の責に期すべき事由により、甲が指定した期日までに成果物を納入することができないときは、乙は、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し年2.5パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(再委託の制限)

第11条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、実施要領に基づき企画提案書を提出した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときには、その10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

5 乙は、前項の規定により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第12条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第13条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者ごとに実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由がなく契約締結後から10日以内に委託業務に着手しないとき。
 - (3) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (4) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (8) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により委託契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの委託契約が解除された場合において、乙はこれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求できないものとする。

(不当介入に関する通報及び報告)

第15条 乙は、本契約に関して、自らが、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約違反の処置)

第16条 乙が前各条の規定に違反した場合の処置については、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

- 2 乙が前各条に違反し、又は過失若しくは怠慢により、甲に著しい損害を与えたと認められる場合は、前項の規定にかかわらずこの契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲は、その責任を負わないものとする。

(契約不適合責任)

第17条 納入された成果物が本契約の仕様に適合しないものであるとき（以下「不適合」という。）は、当該不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものである時を除き、甲は乙に対し、成果物の補修等の履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に基づく請求期間は第1条の契約期間満了から起算して1年間とする。
- 3 第1項の規定に基づく不適合に起因して甲が実際の通常かつ直接の損害を被った場合、甲は乙に対し、当該損害の直接の原因となった本件委託業務の料金相当額を上限として、当該損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰すべきことができない事由から生じた損害及び逸失利益については、乙は賠償責任を負わないものとする。

(協議)

第18条 前各条のほか、この契約に関して疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年9月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号沖縄県
沖縄県知事

乙 (住所) (名称)
代表取締役

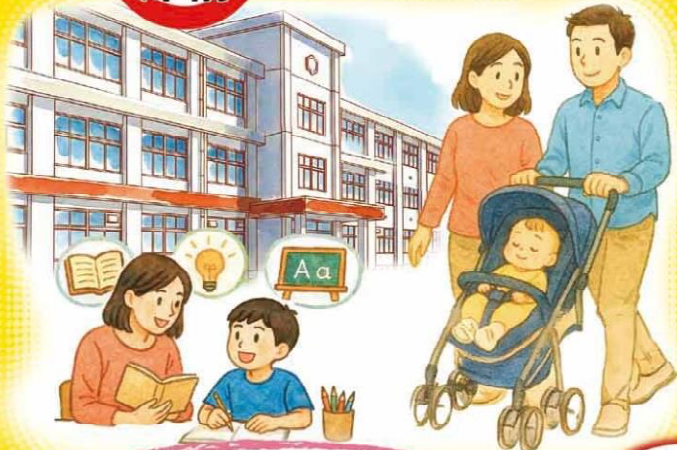


税金を納めてみんなでゆいま～る

県税・市町村税は

沖縄県民の貴重な財源です。

税金は私たちの生活のさまざまな場面で使われています。



子育て・教育

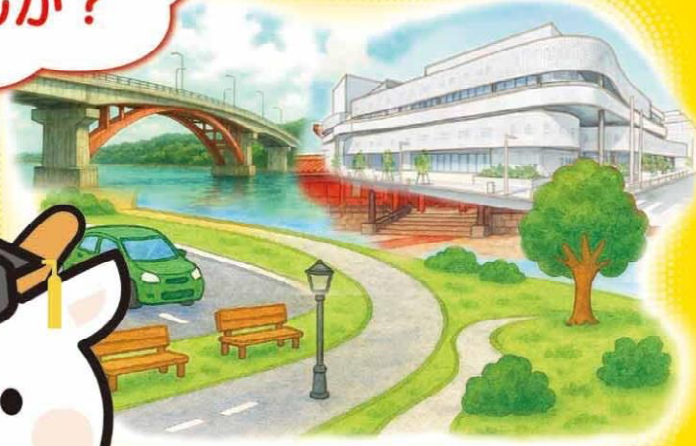


消防・警察

納メエ～忘れは
ありませんか？



医療・福祉



公園・文化施設
道路・橋

県税・市町村税

徴収強化月間 11/1 ▶ 12/26

徴収の猶予のご相談は県税事務所または各市町村の窓口まで
沖縄県と市町村は、連携して税の公平・公正を確保するために全県一斉に徴収を強化します。

催告しても納めない滞納者に対し、財産の差押などの滞納処分を行います。



沖縄県・県内41市町村

納税は電子決済で！
詳しくは「地方税
お支払いサイト」へ！



22/32

税金は 納付期限内に 納めましょう。

納付期限を過ぎると、
財産の**差押**など**滞納処分**を行います!



ヤギの「おんこちゃん」



給与・預貯金



自動車・オートバイ



不動産

県税・市町村税 徴収強化月間

2025(令和7年)

11/1 → 12/26

沖縄県と市町村は、連携して税の公平・公正を確保するために全県一斉に徴収を強化します。

催告しても納めない滞納者に対し、財産の差押など滞納処分を行います!

県税・市町村税は沖縄県民の貴重な財源です。

■子育て・教育 ■医療・福祉 ■消防・警察 ■公園・文化施設 ■道路・橋

税金は私たちの生活のさまざまな場面で使われています。税金は期限納付内に納めましょう。



沖縄県・県内41市町村

期限内の納税が
困難な場合は
ウラ面の各機関に
ご相談ください。

県税・市町村税は納期内に納めましょう。

納税に関するご質問・ご相談はお近くの窓口へ

県税のお問合せ先

●那覇県税事務所

(自動車税班) 098-867-1377

(納税班) 098-867-1387

●名護県税事務所

(納税・管理) 0980-52-5138

(個人県民税) 0980-52-2824

●コザ県税事務所

(自動車税班) 098-894-6502

(納税班) 098-894-6503

●宮古事務所県税課 0980-72-2553

●八重山事務所県税課 0980-82-3045

●自動車税事務所 098-879-1621

市町村税のお問合せ先

●那覇市(納税課) 098-861-6902

●宜野湾市(納税課) 098-893-4404

●石垣市(納税課) 0980-87-9041

●浦添市(納税課) 098-876-1271

●名護市(税務課) 0980-53-1212

●糸満市(税務課収納係) 098-840-8129

●沖縄市(納税課) 098-939-1212

●豊見城市(納税課) 098-850-0242

●うるま市(納税課) 098-973-1099

●宮古島市(納税課) 0980-73-5229

●南城市(税務課) 098-917-5328

●国頭村(住民課) 0980-41-5877

●大宜味村(財務課) 0980-44-3002

●東村(住民課) 0980-43-2203

●今帰仁村(住民課収納係) 0980-56-2102

●本部町(住民課) 0980-47-5629

●恩納村(税務課徴税係) 098-966-1206

●宜野座村(村民生活課) 098-968-8535

●金武町(税務課) 098-968-2112

●伊江村(住民課税務係) 0980-49-2316

●読谷村(税務課) 098-982-9206

●嘉手納町(税務課納税係) 098-956-1111

●北谷町(税務課) 098-982-7706

●北中城村(税務課) 098-935-2243

●中城村(税務課) 098-895-2133

●西原町(税務課) 098-945-4729

●八重瀬町(税務課) 098-998-2700

●与那原町(税務課) 098-945-4477

●南風原町(税務課) 098-889-0523

●座間味村(総務課) 098-987-2311

●渡嘉敷村(総務課) 098-987-2321

●渡名喜村(総務課) 098-989-2002

●粟国村(総務課) 098-988-2016

●南大東村(総務課) 09802-2-2001

●北大東村(総務課) 09802-3-4001

●伊平屋村(会計課) 0980-46-2834

●伊是名村(総務課) 0980-45-2001

●久米島町(税務課収納班) 098-985-7127

●多良間村(税務会計課) 0980-79-2502

●竹富町(税務課) 0980-83-4861

●与那国町(総務課) 0980-87-3571

お住まいの市町村から送付される
納付書により、期限内に納めて
いただきますようにご協力お願いいたします。

税金を納めて
みんなで
ゆいま～る



個人住民税納期限内 納付のお願い

年4回の納期限までに
納めましょう！お早めに。

第1期
6月

第2期
8月

第3期
10月

第4期
翌年1月



金融機関・コンビニ・スマホ決裁などで
速やかに納めて下さい。口座振替を申し
いただくと、納め忘れを防ぐことができます。



沖縄県・県内41市町村

徴収強化月間のポスターとチラシの基本枚数及び納品先・部数

納品先		納品部数	
		ポスター	チラシ
市町村	1 那覇市	2 枚	1,200 枚
	2 宜野湾市	26 枚	2,000 枚
	3 石垣市	2 枚	1,500 枚
	4 浦添市	43 枚	4,041 枚
	5 名護市	65 枚	155 枚
	6 糸満市	110 枚	150 枚
	7 沖縄市	42 枚	500 枚
	8 豊見城市	55 枚	1,000 枚
	9 うるま市	75 枚	200 枚
	10 宮古島市	7 枚	500 枚
	11 南城市	79 枚	400 枚
	12 国頭村	24 枚	121 枚
	13 大宜味村	17 枚	50 枚
	14 東村	8 枚	200 枚
	15 今帰仁村	21 枚	350 枚
	16 本部町	19 枚	400 枚
	17 恩納村	18 枚	400 枚
	18 宜野座村	9 枚	58 枚
	19 金武町	7 枚	210 枚
	20 伊江村	11 枚	100 枚
	21 読谷村	32 枚	200 枚
	22 嘉手納町	10 枚	100 枚
	23 北谷町	13 枚	50 枚
	24 北中城村	18 枚	900 枚
	25 中城村	26 枚	1,000 枚
	26 西原町	71 枚	700 枚
	27 八重瀬町	78 枚	1,070 枚
	28 与那原町	52 枚	350 枚
	29 南風原町	30 枚	400 枚
	30 座間味村	1 枚	50 枚
	31 渡嘉敷村	2 枚	390 枚
	32 渡名喜村	1 枚	20 枚
	33 粟国村	4 枚	500 枚
	34 南大東村	3 枚	800 枚
	35 北大東村	1 枚	350 枚
	36 伊平屋村	10 枚	125 枚
	37 伊是名村	10 枚	100 枚
	38 久米島町	33 枚	600 枚
	39 多良間村	2 枚	100 枚
	40 竹富町	1 枚	100 枚
	41 与那国町	2 枚	100 枚
沖縄県	1 税務課	240 枚	0 枚
	2 那覇県税事務所	5 枚	500 枚
	3 コザ県税事務所	5 枚	500 枚
	4 名護県税事務所	2 枚	300 枚
	5 自動車税事務所	2 枚	1,000 枚
	6 宮古事務所県税課	3 枚	50 枚
	7 八重山事務所県税課	3 枚	100 枚
48箇所	基本枚数	1,300 枚	23,990 枚

現在の位置: [トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [税金](#) > [税に関するお知らせ](#) > 11月と12月は県税・市町村税の徴収強化月間です！！

11月と12月は県税・市町村税の徴収強化月間です！！

ページ番号1022986 更新日 2025年10月9日

誰一人取り残すことのない優しい社会実現のために！！

私たちの社会は、一人一人の「ちむぐくる」「ゆいまーる」でなりたっています。

沖縄県と県内41市町村では、**11月1日から12月26日まで**の2か月間を「**県税・市町村税徴収強化月間**」と位置づけ、「自主財源の確保」と「公平・公正な税負担の実現」のため、県民の皆様に対して、さらなる納税意識の高揚を図る取り組みを行います！！

前年度(令和6年度)の**県税収入率は、98.7パーセント！！**ほとんどの納税者が、税負担を重く感じながらも、その大切さを理解して納税されています。

我々徴税吏員は、そのような方々の思いを背負い、責任をもって滞納整理に取り組んでいます。

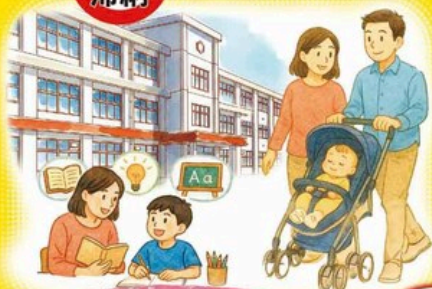
催告をしてもまだ納めていない方々については、銀行への預金や勤務先への給与の照会などを行い、連絡や納付がない場合には予告なしに差押えることがありますので、県や市町村から送付された納付書で早めに納付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

税金を納めることが難しい事情のある方は、県税事務所や市町村の担当窓口へご相談ください(連絡先は、下記に掲載しています)。

税金を納めてみんなでゆいま〜る

県税・市町村税は
沖縄県民の貴重な財源です。

税金は私たちの生活のさまざまな場面で使われています。



子育て・教育



消防・警察

納メエ〜忘れは
ありませんか？



医療・福祉



猫の「納メエ」



公園・文化施設
道路・橋

県税・市町村税

徴収強化月間

2025(令和7年)

11/1▶12/26

徴収の滞予のご相談は県税事務所または各市町村の窓口まで
沖縄県と市町村は、連携して税の公平・公正を確保するために全県一斉に徴収を強化します。

催告しても納めない滞納者に対し、財産の差押などの滞納処分を行います。



沖縄県・県内41市町村

納税は電子決済で！
詳しくは「地方税
お支払いサイト」へ！！



税金は
納付期限内に
納めましょう。
納付期限を過ぎると、
財産の**差押**など**滞納処分**を行います！



「ヤキの（おん）」



県税・市町村税
徴収強化月間

2025(令和7年)

11/1 ▶ 12/26

沖縄県と市町村は、連携して税の公平・公正を確保するために全県一斉に徴収を強化します。

催告しても納めない滞納者に対し、財産の差押など滞納処分を行います！

県税・市町村税は沖縄県民の貴重な財源です。

■子育て・教育 ■医療・福祉 ■消防・警察 ■公園・文化施設 ■道路・橋
税金は私たちの生活のさまざまな場面で使われています。税金は期限納付内に納めましょう。



沖縄県・県内41市町村

期限内の納税が
困難な場合は
ウラ面の各機関に
ご相談ください。

県税・市町村税は納期内に納めましょう。

納税に関するご質問・ご相談はお近くの窓口へ

県税のお問合せ先

●那覇県税事務所 (自動車税班) 098-867-1377 (納税班) 098-867-1387	●コザ県税事務所 (自動車税班) 098-894-6502 (納税班) 098-894-6503
●名護県税事務所 (納税・管理) 0980-52-5138 (個人県民税) 0980-52-2824	●宮古事務所県税課 0980-72-2553 ●八重山事務所県税課 0980-82-3045 ●自動車税事務所 098-879-1621

市町村税のお問合せ先

●那覇市(納税課) 098-861-6902	●北谷町(税務課) 098-982-7706
●宜野湾市(納税課) 098-893-4404	●北中城村(税務課) 098-935-2243
●石垣市(納税課) 0980-87-9041	●中城村(税務課) 098-895-2133
●浦添市(納税課) 098-876-1271	●西原町(税務課) 098-945-4729
●名護市(税務課) 0980-53-1212	●八重瀬町(税務課) 098-998-2700
●糸満市(税務課収納係) 098-840-8129	●与那原町(税務課) 098-945-4477
●沖縄市(納税課) 098-939-1212	●南風原町(税務課) 098-889-0523
●豊見城市(納税課) 098-850-0242	●座間味村(総務課) 098-987-2311
●うるま市(納税課) 098-973-1099	●渡嘉敷村(総務課) 098-987-2321
●宮古島市(納税課) 0980-73-5229	●渡名喜村(総務課) 098-989-2002
●南城市(税務課) 098-917-5328	●粟国村(総務課) 098-988-2016
●国頭村(住民課) 0980-41-5877	●南大東村(総務課) 09802-2-2001
●大宜味村(財務課) 0980-44-3002	●北大東村(総務課) 09802-3-4001
●東村(住民課) 0980-43-2203	●伊平屋村(会計課) 0980-46-2834
●今帰仁村(住民課収納係) 0980-56-2102	●伊是名村(総務課) 0980-45-2001
●本部町(住民課) 0980-47-5629	●久米島町(税務課収納班) 098-985-7127
●恩納村(税務課徴収係) 098-966-1206	●多良間村(税務会計課) 0980-79-2502
●宜野座村(村民生活課) 098-968-8535	●竹富町(税務課) 0980-83-4861
●金武町(税務課) 098-968-2112	●与那国町(総務課) 0980-87-3571
●伊江村(住民課税務係) 0980-49-2316	
●読谷村(税務課) 098-982-9206	
●嘉手納町(税務課納税係) 098-956-1111	

お住まいの市町村から送付される
納付書により、期限内に納めて
いただきますようにご協力お願いいたします。

税金を納めて
みんなで
ゆいま～る



このページに関するお問い合わせ

沖縄県 総務部 税務課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟5階(北側)

電話:098-866-2101 ファクス:098-866-2709

[お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

現在の位置: [トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [税金](#) > [公売情報・入札案内](#) > 令和7年度 沖縄県内市町村・沖縄県 不動産合同公売

令和7年度 沖縄県内市町村・沖縄県 不動産合同公売

ページ番号1021736 更新日 2025年9月25日

下記のとおり、沖縄県と市町村による**不動産合同公売**を実施します。

1 日時、場所等

(1) 公売の方法: 期間入札

入札期間 令和7年**10月15日(水曜日)**から令和7年**10月17日(金曜日)**まで

- ※各日とも**午前10時**から**午後3時**まで
- ※**入札締切**は、令和7年**10月17日(金曜日)午後3時**となります。
- ※**郵送**による入札の場合も**令和7年10月15日(水曜日)午前10時**から**令和7年10月17日(金曜日)午後3時**までの間に**必着**となりますので、ご注意ください。

(2) 入札の場所(入札書の送付先)

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37

沖縄県南部合同庁舎 3階 那覇県税事務所(電話 098-867-1387)

(3) 開札の日時および場所

日時: 令和7年10月21日(火曜日)午前10時30分

場所: 沖縄県南部合同庁舎 3階会議室

(4) 売却決定の日時および場所

日時: 令和7年11月11日(火曜日)午前10時00分

場所: 沖縄県那覇県税事務所 又は各市町村役所(場)

(各執行機関が公売公告で指定する場所)

(5) 買受代金の納付期限および納付方法

期限: 令和7年11月11日(火曜日)午後2時00分

方法: 各執行機関が指定した口座へ振込み

2 公売広報誌

公売手続の流れ、入札参加や公売保証金の納付に当たっての注意事項、入札書などの記載例などは、公売広報誌で必ずご確認ください。

3 公売財産等

公売財産の概要は、次の表のとおりです。

地域	執行機関	売却区分番号	見積価額(公売保証金)	地目等	地籍又は床面積	所在地	買受適格証明	インボイス請求書
南部	沖縄県那覇県税事務所	合7-那覇県1	905,000円(91,000円)	原野	182.00平方メートル	浦添市安波茶三丁目761番	不要	無
南部	沖縄県那覇県税事務所	合7-那覇県2	2,206,000円(221,000円)	山林	444.00平方メートル	浦添市安波茶三丁目784番1	不要	無

[\(売却区分 合7-那覇県1\)公売財産の詳細 \(PDF 2.7 MB\)](#) 

(売却区分 合7-那覇県1)那覇県税の公売財産の詳細は、こちらを参照ください。

[\(売却区分 合7-那覇県2\)公売財産の詳細 \(PDF 2.2 MB\)](#) 

売却区分 合7-那覇県2)那覇県税の公売財産の詳細は、こちらを参照ください。

4 入札に必要な様式等

[入札関係提出様式一覧 \(Excel 183.5 KB\)](#) 

[入札関係提出様式一覧\(PDF\) \(PDF 1.1 MB\)](#) 

[暴力団排除陳述書\(県税用\) \(Excel 52.2 KB\)](#) 

[暴力団排除陳述書\(県税用PDF\) \(PDF 107.1 KB\)](#) 

※市町村の公売物件に入札する場合に必要な、暴力団等でないことを確認する「陳述書」については、各執行機関のホームページからダウンロードしてください。

5 公売に関する問い合わせ先

(1) 合同公売の運営に関するお問い合わせは、以下の機関をお願いします。

- ・ 沖縄県 総務部 那覇県税事務所 納税班 公売担当 電話 098-867-1387
- ・ 沖縄県 総務部 コザ県税事務所 納税班 公売担当 電話 098-894-6503
- ・ 沖縄県 総務部 名護県税事務所 納税班 公売担当 電話 0980-52-2824

(2) 公売財産に関するお問い合わせは、各執行機関へお願いします。

- ・ (売却区分番号 合7-那覇県1から2)那覇県税事務所 特別滞納整理班 電話098-867-1749

このページに関するお問い合わせ

沖縄県 総務部 税務課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟5階(北側)

電話:098-866-2101 ファクス:098-866-2709

[お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)